令和７年６月現在

令和元年度第３回静岡大学防災対策委員会　令和２年３月作成

静岡大学地震災害対応マニュアル（教職員用）

-勤務時間外-

地震が**勤務時間外**に発生した場合、本学教職員は本マニュアルに基づき行動する。

【要点】

1.「南海トラフ地震臨時情報が発表された場合」、「突発的な地震が発生した場合」について、勤務時間外において非常災害対策本部（浜松地区非常災害対策連絡本部含む）及び教職員がとるべき対応策、学生への指示についてまとめた。

2. 学生については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された時点で全ての授業、実験、研究を停止し、帰宅するか学内退避するかを確認し、帰宅する学生は、居住地域の自主防災組織体制下で行動させ、学内退避を希望する学生については、学内の保全及び避難住民に対して必要な対応等に協力することとした。

3. 教職員については、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたら、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合に直ちに業務を停止し必要な措置が取れるよう準備態勢に入ることとした。また、特殊事情があって帰宅を必要とする者については、帰宅できるようにした。

南海トラフ地震臨時情報に基づく防災対応　→　p. 9

突発的な地震が発生した場合の防災対応について　→　p.13

目　　次

１．勤務時間外の対応要員について・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 3
２．南海トラフ地震に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・p. 4
３．非常災害対策本部の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 5
４．非常災害対策本部組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 5
５．浜松地区非常災害対策連絡本部組織・・・・・・・・・・・・・・p. 6
６．自主防災隊編成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 7
７．非常災害対策本部との連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・p. 8
８．南海トラフ地震臨時情報に基づく防災対応について
　８-１．非常災害対策本部員対応事項 ・・・・・・・・・・・・・・p. 9
　８-２．教職員対応事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11
　８-３．学生への対応事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.12
９．突発的な地震が発生した場合の防災対応について
　　９-１．非常災害対策本部員対応事項 ・・・・・・・・・・・・・p.13
　　９-２．教職員対応事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15
　　９-３．学生への対応事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16
１０．非常災害対策本部及び浜松地区非常災害対策連絡本部の業務
　　１０-１．情報連絡班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.17
　　１０-２．学生対策班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.18
　　１０-３．施設対策班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.20
　　１０-４．救急衛生対策班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.21
　　１０-５．設営給食班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.22
　　１０-６．広報・記録班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.24
１１．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.25
　　１１-１．非常災害対策本部
　　１１-２．学生
［関連資料］静岡大学防災地図（静岡地区）（浜松地区）・・・・・p.26
［関連資料］薬品管理室所在図（静岡地区）（浜松地区）・・・・・p.28
［関連資料］地震災害時の救護について・・・・・・・・・・・・・・p.30
［関連資料］静岡県津波浸水想定図（静岡地区）（浜松地区）・・・p.41

１．勤務時間外の対応要員について

夜間、休日等の勤務時間外の場合、初動においては、原則として大学から直線距離で概ね 3 km 以内に居住する教職員にて対応する。

非常災害対策本部員は p.5、非常災害対策連絡本部員は p.6、自主防災隊編成基準は p.7 を参照すること。

【静岡地区の該当する町内（五十音順）】

青沢、安居、有明町、池田、石田、有東、大谷、小黒、小鹿、恩田原、片山、国吉田、
栗原、敷地、下島、高松、豊田、登呂、中平松、西大谷、西平松、聖一色、平沢、
富士見台、古宿、曲金、水上、南八幡町、宮川、宮竹

【浜松地区の該当する町内（五十音順）】

旭町、池町、泉、板屋町、海老塚町、尾張町、鍛冶町、上島、鴨江、鴨江町、北田町、
元目町、紺屋町、幸、栄町、肴町、佐藤、佐鳴台、塩町、鹿谷町、蜆塚、十軒町、
下池川町、城北、新津町、神明町、菅原町、助信町、住吉、大工町、高林、高町、千歳町、
中央、伝馬町、常盤町、利町、富塚町、中沢町、平田町、成子町、布橋、野口町、萩丘、
旅籠町、八幡町、早馬町、東伊場、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、松城町、
三組町、元城町、元浜町、山下町、連尺町、和合北、和合町、和地山

２．南海トラフ地震に関する基本的事項

1-1. 防災対応の基本的な考え方

現在、大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースは、「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の３通りがある。

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがあるもののうち、典型的な３つのケースについて、現象が観測された場合の防災対応を記載する。

- 半割れケース（大規模地震）/被害甚大ケース
- 一部割れケース（前震可能性地震）/被害限定ケース
- ゆっくりすべり/被害なしケース

1-2. 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を**「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」**として発表する。（地震発生後 30 分程度以内）

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を発表する。

評価結果の内容は、先の３つのケースのいずれかに該当する現象もしくは、そのどれにも該当しない現象と評価し、**「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」**、**「南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）」**を発表する。（地震発生後最短で 2 時間程度）

【南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）】（半割れケース）

- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合

【南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）】（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上 M8.0 未満の地震が発生した場合
- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合
- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合

本学においても、これらの南海トラフ地震臨時情報への防災対応を適切に行う。

３．非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部	全学の災害対策業務を統括・調整する
浜松地区非常災害対策連絡本部	浜松地区の災害対策業務を統括・調整する

４．非常災害対策本部組織

本部長（学長）・・・対策本部の統括

副本部長（理事）・・・本部長の補佐及び本部長に事故あるときの職務代行		
①	理事（教育・附属学校園担当）	内線（　　）
②	理事（研究・社会産学連携・人事担当）	内線（　　）
③	理事（地域連携担当）	内線（　　）
④	理事（コンプライアンス担当）	内線（　　）
本部員（副学長及び静岡キャンパスにおける防災管理者）・・・本部長の指示に基づく業務執行及び本部長・副本部長に事故あるときの職務代行		
⑤	副学長（リスク管理担当）	内線（　　）
⑥	副学長（ＤＥ＆Ｉ推進担当）	内線（　　）
⑦	副学長（国際戦略担当）	内線（　　）
⑧	副学長（総務・財務・施設担当）	内線（　　）
⑨	防災総合センター教員	内線（　　）
-	静岡キャンパスにおける防災管理者	内線（　　）

丸数字は本部長職務代行順位

対策班	責任者	主査	担当者
情報連絡班	総務部長	総務課長，人事課長，職員課長	総務課，人事課，職員課
学生対策班	副学長（学生支援担当）	教務課長，入試課長，学生生活課長，情報企画課長，国際課長	教務課，入試課*，学生生活課，地域連携推進課，情報企画課，国際課，情報基盤ｾﾝﾀｰ，共通教育棟に研究室がある教職員，共通教育棟及び総合運動場において授業中の教員
施設対策班	施設課長		施設課，情報基盤ｾﾝﾀｰ
救急衛生対策班	学生生活課副課長	保健ｾﾝﾀｰ静岡支援室長	保健ｾﾝﾀｰ静岡支援室，入試課*，就職支援室，防災総合ｾﾝﾀｰ，安全衛生ｾﾝﾀｰ
設営給食班	財務施設部長	財務課長，契約課長，研究協力課長，監査室長	財務課，契約課，研究協力課，監査室
広報・記録班	企画部長	企画課長，広報・基金課長	企画課，広報・基金課

５．浜松地区非常災害対策連絡本部組織

*支験生対策を必要としない時期は、救急衛生対策班を担当する。

連絡本部長・・・対策連絡本部の統括		
	理事（企画戦略・情報担当）	内線（　　）

副本部長（理事）・・・連絡本部長の補佐及び連絡本部長に事故あるときの職務代行		
①	副学長（学生支援担当）	内線（　　）
本部員（副学長及び静岡キャンパスにおける防災管理者）・・・本部長の指示に基づく業務執行及び本部長・副本部長に事故あるときの職務代行		
②	副学長（評価担当）	内線（　　）
③	情報学部長	内線（　　）
④	工学部長	内線（　　）
⑤	電子工学研究所長	内線（　　）
⑥	浜松共同利用機器センター長	内線（　　）
⑦	附属図書館浜松分館長	内線（　　）
⑧	情報基盤センター長	内線（　　）
⑨	安全衛生センター長	内線（　　）
⑩	防災総合センター教員	内線（　　）
-	浜松キャンパスにおける防災管理者	内線（　　）

丸数字は本部長職務代行順位

対策班	責任者	主査	担当者
情報連絡班	浜松キャンパス事務部長	浜松総務課長	浜松総務課，調達管理課，図書館情報課
学生対策班	浜松教務課長	浜松学生支援課長	浜松教務課，浜松学生支援課
施設対策班	施設課副課長		施設課，情報基盤ｾﾝﾀｰ
救急衛生対策班	浜松学生支援課副課長	保健ｾﾝﾀｰ浜松支援室長	保健ｾﾝﾀｰ浜松支援室，安全衛生ｾﾝﾀｰ
設営給食班	調達管理課	産学連携支援課長	調達管理課，産学連携支援課，技術部
記録班	浜松総務課副課長		浜松総務課，調達管理課

６．自主防災隊編成基準

構成		任務
隊長	消防隊長を充てる	隊の総括を行う
副隊長	消防副隊長を充てる	隊長を補佐し、隊長に事故ある時は、その任務を行う
通報連絡班	消防隊通報連絡班に相当する組織等を充てる	対策本部又は事務局関係部署への報告・連絡を行うとともに被害状況の調査等にあたる
避難誘導班	消防隊避難誘導班に相当する組織を充てる	避難者の避難誘導にあたる
消火班	消防隊消火班に相当する組織を充てる	初期消火にあたる
工作班	消防隊工作班に相当する組織を充てる	電気・ガス等危険物の安全措置、その他必要に応じ消火班の活動を容易にするための各種工作にあたる
警戒班	消防隊警戒班に相当する組織を充てる	重要物件の確保、その他警備・警戒にあたる その他必要に応じ公設消防隊の誘導にあたる
救護班	消防隊救護班に相当する組織を充てる	負傷者の救急・救護措置にあたる
設営班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難所の設営・管理にあたる
情報収集班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	教職員・学生・生徒等の安否確認、関係機関の情報収集にあたる
給食班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難に際しての給食活動にあたる
調整班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難に際しての関係諸機関・団体等との調整にあたる
放射線班	消防隊放射線班に相当する組織等を充てる	放射性汚染に対する予防、その他の措置にあたる

（注）自主防災隊は、地震災害が同時多発性であることを念頭におき、この基準に基づき、各班の活動が機能的に発揮できるよう各部局の実態に応じて整理統合して編成する。

７．非常災害対策本部との連絡体制

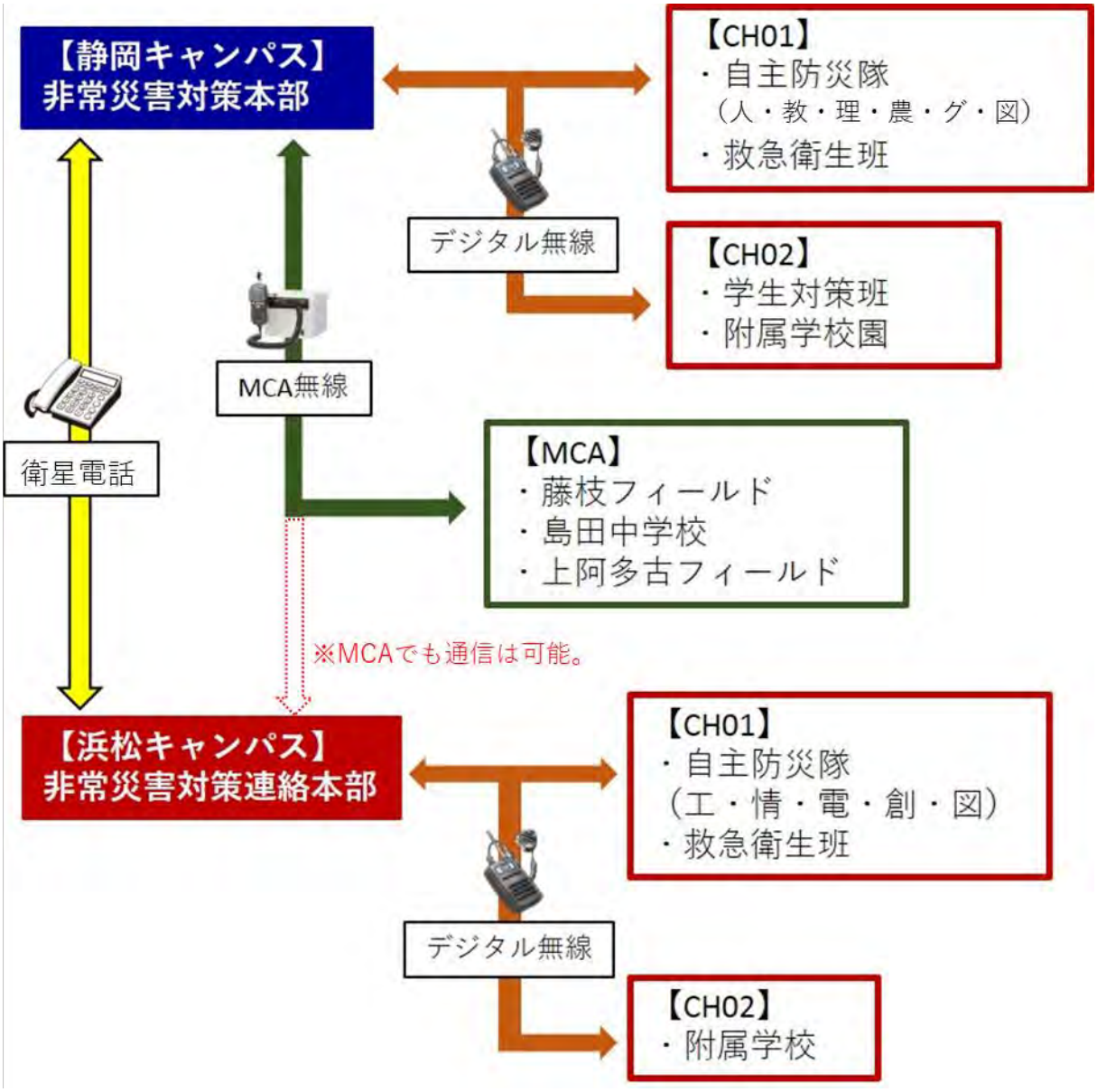

８．南海トラフ地震臨時情報に基づく防災対応について

本章では、突発的な地震に対しての対応ではなく、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の防災対応について記述する。静岡県が震源地となる突発的な地震を想定した対応については、９．で記述する。

8-1.　非常災害対策本部員(*)対応事項 (*) p.5-6 を参照

【A】南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された

１．情報の収集及び伝達

➢ **南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表を知った者は**、直ちに静岡・浜松キャンパスの守衛に知らせ、**守衛は**、非常用一斉放送設備を使用し、残務者及び学内に残っている教職員・学生に情報を伝達する。なお、**情報連絡班要員（*）がいる場合は、同要員が**情報収集及び伝達を行う。　(*)静岡：本部総務課、浜松：浜松総務課

静岡キャンパス守衛：054-238-4444（内線 4444）

浜松キャンパス守衛：053-478-1111（内線 1111）

【伝達内容】

「こちらは守衛所（本部総務課/浜松総務課）です。ただいま、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されました。南海トラフで想定されている大規模地震発生との関連性について、調査が開始されました。学内に残っている学生は、身の安全を第一に考えて行動してください。帰宅する場合は、教職員又は守衛に氏名と所属を知らせたうえで帰宅してください。帰宅が困難と想定される学生は、学内に留まってください。教職員は、火気薬品など十分確認してください。」

２．非常災害対策本部の設置準備

➢ **学長（静岡地区）・理事又は副学長（浜松地区）及び非常災害対策本部要員で出勤可能な者は**、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合に直ちに非常災害対策本部を設置できるよう準備体制に入る。

【B】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）(*)が発表された

*地震発生後、最短２時間程度で発表予定

１．非常災害対策本部の設置

➢ **学長（静岡地区）・理事又は副学長（浜松地区）は**、直ちに非常災害対策本部を設置する。

➢ **対策本部員は**、直ちに指定された班の任務につく。

➢ **両地区の情報連絡班は**、直ちに情報を収集し、非常用一斉放送設備を使用し、各自主防災隊長に以下のことを伝達する。

【伝達内容】

「こちらは本部総務課（浜松総務課）です。ただいま、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されました。学内に残っている学生は、地震による被害や津波警報・注意報などの情報を確認し、安全に帰宅できるか検討してください。帰宅する場合は、教職員又は守衛に氏名と所属を知らせたうえで帰宅してください。帰宅が困難と想定される学生は、学内に留まってください。教職員は、火気、薬品など十分確認したうえで、非常災害対策本部（非常災害対策連絡本部）及び自主防災隊本部に集合してください。」

➢ **対策本部長（静岡：学長、浜松：理事又は副学長）は**、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）」等に応じて、非常災害対策本部会議を開催する。

【参考】

巨大地震警戒の場合

最初の地震発生から1週間を基本として、後発地震に対して警戒する措置を実施する。

自宅等が事前避難対象地域に指定された地域にある場合、1 週間程度の事前避難が求められることがあるため事前に確認して対応を検討する。

巨大地震注意の場合

最初の地震発生から1週間を基本として、地震の備えを再確認する等の措置を実施する。

➢ **対策本部長は**、各部局の対策状況を把握し、必要な指示を与える。

【C】南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されない場合

1．通常業務再開の判断

➢ **学長（静岡地区）・理事又は副学長（浜松地区）は**、非常災害対策本部の設置に向けた準備体制を解除する判断を行い、通常業務の再開時期について検討する。

2．情報の収集及び伝達

➢ **両地区の情報連絡班は**、直ちに情報を収集し、非常用一斉放送設備を使用し、各自主防災隊長に以下のことを伝達する。

【伝達内容】

「こちらは本部総務課（浜松総務課）です。先に放送しました南海トラフ地震臨時情報（調査中）について、その後、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されない（南海トラフ地震の影響がない旨の情報があった）ため、非常災害対策本部（浜松地区非常災害対策連絡本部）及び自主防災隊の編成準備体制を解除します。

8-2. 教職員対応事項

【A】南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された

1．守衛及び残務者の対応

➢ **守衛及び残務者は**、協力して南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合の準備体制（安全措置の準備・確認）に入るとともに、その後の情報にも各自十分留意する。

➢ **南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されてからでは帰宅不可能な状況にある者（例：遠距離通勤者）又は家庭等に特殊事情があり帰宅を必要とする者は**、火気等の安全を確認した後、帰宅する。

【B】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された

1．自主防災隊（*）の義務（*）p.7 を参照

➢ **自主防災隊長及び自主防災隊要員で出勤可能な者は**、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤し、二次災害防止のための安全措置を講ずる。

➢ **守衛及び残務者は**、二次災害防止のため、協力して以下の安全措置を講ずる。

ア：装置の停止、火源・熱源の遮断、冷却水等の供給を停止するとともに、ガラス器具類の破損・落下防止措置を行う。都市ガス、水道の元栓を閉じる。

イ：使用中の薬品・ＲＩは、薬品棚・薬品保管庫・ＲＩ貯蔵室に戻す。

ウ：高圧ガスボンベの転倒防止措置を確認し、元バルブを完全に閉める。

エ：機械・設備を停止し、適切な安全措置を行う。

➢ **自主防災隊長は**、二次災害防止のための安全措置が完了したならば、自主防災隊員の内若干名を学内に待機させ、その他の者は帰宅させる。

➢ **自主防災隊長は**、学内待機者及び帰宅者の氏名と所属を確認する。

➢ **自主防災隊長は**、以上の措置が完了した場合は速やかにその状況と学内待機者及び帰宅者の数を対策本部長に報告する。

➢ **学内待機者は**、学内待避学生の協力を得て、構内の保全に努めるとともに避難住民に対しての必要な対応等に当たる。

【C】南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されない場合

1. 情報の収集及び伝達

➢ **両地区の情報連絡班は**、情報を収集し、各自主防災隊長に自主防災隊編成に向けた準備体制を解除し、通常業務再開時期を伝達する。

8-3. 学生への対応事項

【A】南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された

1．学生の帰宅措置

➢ **守衛及び残務者は**、学生に対し南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された旨を伝え、帰宅する学生の氏名と所属を確認した上で帰宅させ、帰宅が困難と想定される学生については、避難場所に待避させる。

【B】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された

1．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際、帰宅せずに学内に残留している学生の帰宅措置

➢ **守衛及び残務者は**、学生に対し南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された旨を伝え、帰宅する学生の氏名と所属を確認した上で帰宅させ、帰宅が困難と想定される学生については、避難場所へ退避させる。

➢ **学内に待避した学生は**、対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民に対して必要な対応等に協力する。

【C】南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表されない場合

1．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際、帰宅せずに学内に残留している学生の帰宅措置

➢ **守衛及び残務者は**、学生に対し南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表がされない（南海トラフ地震の影響がない）旨を伝え、速やかに帰宅させる。

９．突発的に地震が発生した場合の防災対応について

9-1. 非常災害対策本部員(*)対応事項（*）p.5-6 を参照

１．初動体制

勤務時間外でも非常災害対策本部要員が居れば、勤務時間中と同様の対応（一斉放送等）を執ることとする。

(A)避難の必要があると判断した場合

非常用一斉放送設備を使用し、以下の避難指示をする。

【伝達内容】

「こちらは本部総務課（浜松総務課）です。只今、大規模地震が発生しました。落ち着いてください。まず火災が発生している場合は、初期消火を行い、その後姿勢を低くし、落ち着いて避難してください。また、ガスの元栓や火元に近い人、実験器具や薬品に近い人は、火の始末、又は実験器具・薬品を片付けてください。次に落ち着いて部局指定の避難場所、又は最寄りの避難場所へ避難してください。負傷者がいれば、周りの人と協力して避難させてください。

只今から非常災害対策本部（浜松地区非常災害対策連絡本部）を設置しますが、各部局においても自主防災隊を編成してください。」**(*2 回繰り返す)**

(B)避難の必要がないと判断した場合

非常用一斉放送設備を使用し、通常の授業や業務を続けるよう指示すると共に、継続的な調査を行う。

【伝達内容】

「こちらは本部総務課（浜松総務課）です。只今、地震に伴う大きな揺れがありましたが、現在のところ大きな被害はないと思われますので、周りの状況を判断し安全ならば授業、又は業務を続けてください。なお、被害があった場合は、至急、総務課 内線 4404(浜松総務課 内線 1000)へ連絡してください。」

２．出勤

(1)静岡市で震度 6 弱以上の揺れが発生したと報道があった場合

➢ **学長及び（静岡本部の）非常災害対策本部要員で出勤可能な者は**、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。

(2)浜松市で震度 6 弱以上の揺れが発生したと報道があった場合

➢ **学長・理事又は副学長及び（静岡本部・浜松地区の）非常災害対策本部要員で出勤可能な者は**、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。

3. 非常災害対策本部の設置

- **学長（静岡地区）・理事又は副学長（浜松地区）は**、出勤した者により直ちに非常災害対策本部を設置する。
- **対策本部員は**、速やかに指定された班の任務につく。
- **対策本部長（静岡：学長、浜松：理事又は副学長）は**、必要に応じて非常災害対策本部会議を開催する。
- **対策本部長は**、被害の状況に応じて応援活動を計画し、指示する。
- **対策本部長は**、学生がいる場合は学内待避又は帰宅について指示する。

4. 滞在可能施設の設置

- **対策本部長は**、各自主防災隊長からの報告を勘案して学内の滞在可能施設を計画し、指示する。
- **対策本部長は**、学内の滞在可能施設の業務について必要があるときは、各自主防災隊長の応援を指示する。

5. 地域住民への対応

- **対策本部長は**、本学へ避難してきた地域住民の自主防災責任者等の申し出を受け、必要な措置を指示する。

6. 安否情報の入力

- **学生・教職員は**、静岡県若しくは隣接県で震度 5 弱以上又は国内で震度 7 を観測した場合、安否情報システムから入力を促すメールが自動配信されるため、メール受信後、直ちに自身の安否情報を入力する。

7. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）(*)の確認

*地震発生後、最短 2 時間程度で発表予定

巨大地震警戒の場合は、最初の地震発生から 1 週間を基本として、後発地震に対して警戒する措置を実施する。

巨大地震注意の場合は、最初の地震発生から 1 週間を基本として、地震の備えを再確認する等の措置を実施する。

- **対策本部長は**、気象庁からの発表（巨大地震警戒/巨大地震注意）を確認の上、各部局の自主防災隊へ必要な指示を与える。

9-2. 教職員対応事項

1．守衛及び残務者の任務

- **守衛及び残務者は**、火気等の安全を確かめ、部屋出入口の扉を開け、身体の安全を確保した後、可能な限り二次災害防止のための安全措置をとる。
- **守衛及び残務者は**、学生がいる場合、残務者は学生を各部局指定の避難場所へ避難させる。
- **守衛及び残務者は**、負傷者がいる場合は救急措置をとる。必要な場合は応援を求め、救急衛生対策班へ担架等で負傷者を運ぶ。緊急時連絡網により、可能な限り連絡をとる。

2. 出勤

- 所属キャンパスのある市内で震度６弱以上の揺れが発生したとの報道があった場合、**当該の自主防災隊要員で出勤可能な者は**、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。
- **所属部局に出勤不可能な者は**、出勤できるまでの間の業務として、自宅の近くの他部局・他の学内施設(他キャンパス,附属学校,学生寮,国際交流会館等)に出勤し、救護等に従事する。
- **自宅近くに他部局・他の学内施設がなく、どの部署にも出勤できない者は**、その地域の防災活動に参加する。
- **教職員は**、以上の業務の何れかに従事することを事前に所属部局長に届けておく。

※出勤の際は、被害情報、津波警報・注意報、避難情報などを確認し、安全に出勤できるか十分に検討してください。

3. 自主防災隊の編成

- **自主防災隊長は**、出勤した者により直ちに自主防災隊を編成し、その本部を設置する。
- **自主防災隊員は**、速やかに指定された班の任務につく。
- **各班は**、相互に連絡をとり臨機に応援する。
- **救護班は**、負傷者の応急手当及び市民トリアージ(*) を行い、市民トリアージに従い救護所または救護病院へ搬送する。(負傷者の状態に応じて、救急衛生対策班へ確認を行う。)

(*) 市民トリアージについては、p. 30 ページを参照

- **自主防災隊長は**、被害の状況を対策本部長に報告する。
- **自主防災隊長は**、被害の状況に応じた復旧活動を計画し実施する。
- **自主防災隊長は**、対策本部長から他の自主防災隊の応援の要請があった場合は可能な限り応援活動を実施する。
- **自主防災隊長は**、応急対策及び復旧状況を対策本部長に報告する。

4. 学内待避者の措置

- **自主防災隊長は**、帰宅不可能な者を学内の滞在可能施設に待避させる。
- **自主防災隊長は**、対策本部長から学内の滞在可能施設の業務について応援の要請があった場合は直ちにその業務に協力する。

5. 安否情報の入力

- **学生・教職員は**、静岡県若しくは隣接県で震度５弱以上又は国内で震度７を観測した場合、安否情報システムから入力を促すメールが自動配信されるので、メール受信後、直ちに自分自身の安否情報を入力する。

9-3. 学生への対応事項

1．避難等の措置

➢ **残務者は**、学内に残留している学生を各部局指定の避難場所へ避難させ、対策本部長の指示があるまで待避させる。

2．帰宅・学内逃避の措置

➢ **自主防災隊長は**、対策本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生は帰宅させ、不可能な学生は学内の滞在可能施設に待避させる。

➢ **自主防災隊長は**、帰宅学生、学内待避学生の氏名と所属を把握する。

3. 学内待避者の措置

➢ **学内に待避した学生は**、非常災害対策本部の指示のもと、学内の安全、避難住民に対して必要な対応及び学生の安否確認等に協力する。

4. 安否情報の入力

➢ **学生・教職員は**、静岡県若しくは隣接県で震度５弱以上又は国内で震度７を観測した場合、安否情報システムから入力を促すメールが自動配信されるので、メール受信後、直ちに自分自身の安否情報を入力する。

１０．非常災害対策本部及び浜松地区非常災害対策連絡本部の業務

10-1. 情報連絡班（★：責任者、○：主査）

（静岡地区）★総務部長、○総務課長、○人事課長、○職員課長
総務課、人事課、職員課

(1) 非常災害対策本部の設営及び業務全体の把握と総括
(2) 非常災害対策本部長指示の伝達
(3) 各自主防災隊及び附属学校園等の連絡責任者からの報告の受理と非常災害対策本部長への報告
(4) 本部（静岡浜松間)、各自主防災隊及び各附属学校園等との情報連絡
(5) 非常災害対策本部会議に関する事務
(6) 教職員の安否情報及び被災状況の確認
(7) 文部科学省及び地方公共団体等との情報連絡
(8) マスメディアからの地震、気象、交通状況等の情報収集

（浜松地区）★浜松キャンパス事務部長、○浜松総務課長、浜松総務課、図書館情報課

(1) 浜松地区非常災害対策連絡本部の設営及び業務全体の把握と総括
(2) 浜松地区非常災害対策連絡本部長指示の伝達
(3) 浜松地区各自主防災隊及び浜松地区附属学校の連絡責任者からの報告の受理と浜松地区非常災害対策連絡本部長への報告
(4) 本部（静岡浜松間)、浜松地区各自主防災隊及び浜松地区各附属学校との情報連絡
(5) 浜松地区非常災害対策連絡本部会議に関する事務
(6) 教職員の安否情報及び被災状況の確認
(7) 地方公共団体等との情報連絡
(8) マスメディアからの地震、気象、交通状況等の情報収集

10-2. **学生対策班**（★：責任者、○：主査）

（静岡地区）★副学長（学生支援担当）、○教務課長、○入試課長、○学生生活課長、
○情報企画課長、○国際課長、教務課、入試課、地域連携推進課、情報企画課、
国際課、情報基盤センター、共通教育棟（遺伝子実験棟を含む。以下同じ）
に研究室がある教職員、共通教育棟及び総合運動場において授業中の教員

（浜松地区）★浜松教務課長、○浜松学生支援課長、浜松教務課、浜松学生支援課

Ⅰ　地震発生時とその直後の対応（※浜松地区はⅠの業務を除く）

(1) 共通教育棟・総合運動場施設にいる学生の避難誘導

(2) 共通教育棟の火気の安全措置及び危険薬品類の対応

(3) 非常災害対策本部長の指示があるまで指定避難場所で待機した後、学生及び教職員で帰れる者は帰宅させ、学内待機者及び帰宅者の氏名を確認

(4) 帰宅困難となった者の滞在可能施設を設置

(5) 帰宅困難となった者を滞在可能施設に誘導

※共通教育棟（遺伝子実験棟を含む。以下同じ）に研究室がある教職員、共通教育棟及び総合運動場において授業中の教員は、Ⅰの業務を行った後、責任者の指示に従い、引き続き学生対策班の業務を行う者、各部局の自主防災隊の業務を行う者に分かれる。

※情報基盤センターは、Ⅰの(1)(2)の業務を行った後、責任者の許可を得て、施設対策班の業務を行う。

Ⅱ　滞在可能施設誘導後の対応

1　教務課、情報企画課

(1) 学生、生徒、児童、園児等の安否情報の確認と被災状況の調査

(2) 学生の安否確認照会等の対応窓口の設置

2　学生生活課

(1) 寮生の安否確認及び寮建物の安全確認と被災調査

(2) 学生の宿舎の斡旋確保

(3) 福利厚生施設の安全確認と被災状況の調査（生活協同組合との連携）

(4) 学生の課外活動やボランティア活動の把握と指導

(5) 学生関係諸行事の実施についての学内の連絡調整とその結果の学生等への通報

(6) 学生の各種納付金の期限についての関係部課との連絡調整

(7) 帰宅困難者滞在可能施設における学生の生活指導（副学長(学生支援担当)及び帰宅困難な教職員も対応する）

３　入試課

(1) 受験生対策

ア　入学試験会場、実施日時等についての学内の連絡調整

イ　入試会場変更等についての受験生への伝達

４　国際課

(1) 留学生の宿舎の斡旋確保

(2) 留学生に関する関係機関等との連絡調整

Ⅲ　授業対策（教務課）

(1) 授業の再開、学業成績の認定方法等についての学内での連絡調整

(2) 授業再開のスケジュール等についての教員と学生への伝達

10-3. 施設対策班（★：責任者）

（静岡地区）★施設課長、施設課、情報基盤センター

（浜松地区）★施設課副課長、施設課、情報基盤センター

Ⅰ　「施設の応急危険度判定」を実施する。

(1) 二次災害の恐れのある施設等への立ち入り禁止の措置及び可能な範囲で応急措置を行う。

(2) 施設課内編成各班からの報告を受け、被害状況の取りまとめを行うとともに、被害状況等及び滞在可能な施設について、非常災害対策本部に報告する。

Ⅱ　ライフライン等（情報基盤通信設備等を含む）の被害状況を把握する。

(1) 二次災害の恐れのあるライフライン等への近づき禁止の措置及び可能な範囲で応急措置を行う。

(2) 施設課内編成各班からの報告を受け、被害状況の取りまとめを行うとともに、被害状況等について、非常災害対策本部に報告する。

Ⅲ　道路及び側溝、擁壁等構造物の被害状況を把握する。

(1) 二次災害の恐れのある道路及び側溝、擁壁等構造物への近づき禁止の措置及び可能な範囲で応急措置を行う。

(2) 施設課内編成各班からの報告を受け、被害状況の取りまとめを行うとともに、被害状況等について、非常災害対策本部に報告する。

上記ⅠからⅢについて、施設・設備等被災状況の記録とともに、文部科学省文教施設企画部へ被災状況等について、「速報」を随時報告する。

10-4. **救急衛生対策班**（★：責任者、○：主査）

（静岡地区）★学生生活課副課長、○保健センター静岡支援室長、保健センター静岡支援室、入試課(*)、就職支援室、防災総合センター、安全衛生センター

(*)受験生対策を必要としない時期は、救急衛生対策班を担当する。

（浜松地区）★浜松学生支援課副課長、○保健センター浜松支援室長、浜松就職支援室、保健センター浜松支援室、安全衛生センター

基本的な考え方

- 負傷者の対応（応急処置、トリアージ等）及び搬送については、まず**自主防災隊の救護班で対応すること。**
- 自主防災隊では判断が困難な場合や応急手当てに必要な物資が不足する等の場合は、救急衛生対策班へ確認すること。
- 本マニュアルにおける救急衛生対策班の対応は、発災直後～超急性期（発災～72 時間）を想定したものとする。

医療スタッフ担当業務

（1）負傷した教職員、学生等の応急手当て

（2）救急衛生に関する指導

医療スタッフ以外の救急衛生対策班 担当業務

（1）負傷者の搬送に関するマネジメント

（2）負傷者の対応（応急手当て、トリアージ等）

【静岡キャンパス周辺の医療救護所及び救護病院】

医療救護所：静岡市立大谷小学校（〒422-8017 静岡市駿河区大谷 3683-2）

救護病院　：静岡済生会総合病院（〒422-8527 静岡市駿河区小鹿 1-1-1）＊災害拠点病院

【浜松キャンパス周辺の医療救護所及び救護病院】

医療救護所：浜松市立追分小学校（〒432-8012 浜松市中区布橋 1-9-1）

浜松市立広沢小学校（〒432-8013 浜松市中区広沢 2-51-1）

救護病院　：聖隷浜松病院（〒430-8558 浜松市中区住吉 2-12-12）

浜松市リハビリテーション病院（〒433-8511 浜松市中区和合北 1-6-1）

浜松医療センター（〒432-8580 浜松市中区富塚町 328）＊災害拠点病院

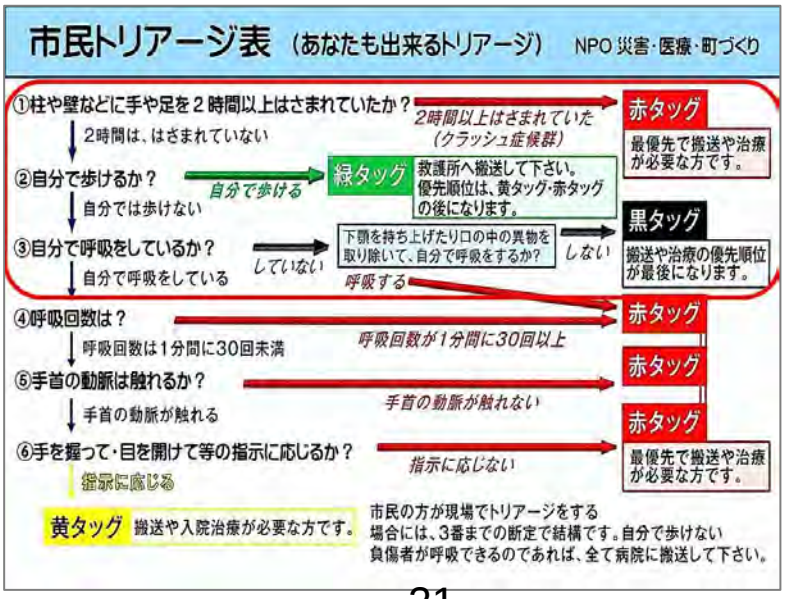

10-5. **設営給食班**（★：責任者、○：主査）

（静岡地区）★財務施設部長、○財務課長、○契約課長、○研究協力課長、○監査室長、
財務課、契約課、研究協力課、監査室

（浜松地区）★調達管理課長、○産学連携支援課長、調達管理課、産学連携支援、技術部

（ただし、浜松地区はⅤ及びⅥの業務を除く。なお、Ⅰの業務については、城北キャンパスが浜松市の広域避難地として指定されているため、必要な場合は運動場を地域住民の避難地として提供する。）

Ⅰ　避難住民の対応（研究協力課、監査室）

1　緊急避難地等として指定されている大谷キャンパス、城北キャンパス、教育学部附属静岡小学校、静岡中学校及び島田中学校との連絡調整

(1) 避難場所（避難地）及び避難施設（避難所）指定場所における、地域住民の受け入れ対応及び関係部局並びに地方公共団体との連絡調整

(2) 避難者名簿による氏名、人数等の把握と地方公共団体への避難住民対応要員の派遣要請

2　緊急避難地として指定されていない学校・園・附属施設等との連絡調整

(1) 指定場所以外を避難場所及び避難施設と特定する場合の関係部局並びに地方公共団体との連絡調整

(2) 避難者名簿による氏名、人数等の把握と地方公共団体への避難住民対応要員の派遣要請

3　地方公共団体からの要請前に地域住民が既に各部局等に避難し、一時的に当該部局等で受け入れている場合の連絡調整

(1) 避難場所の特定並びに地方公共団体との連絡調整

(2) 避難者名簿による氏名、人数等の把握と地方公共団体への避難住民対応要員の派遣要請

4　避難者の安否確認照会等の対応窓口の設置

5　地方公共団体から避難住民への正確かつ迅速な情報の伝達方法の確保

6　救援物資受入れにおける地方公共団体及び他大学との連絡調整

7　避難住民を受け入れている部局等及び地方公共団体との密接な連携

(1) 避難住民からの要望への対応

(2) 避難住民への訪問者対応

(3) 避難所として必要な設備（炊事・洗濯設備、簡易トイレ、仮設電話、保安措置等）の設置

(4) 避難住民による自治組織結成の働きかけ

ア　大学、地方公共団体との連絡調整窓口の一本化

イ　秩序と相互援助による避難所生活の快適化

(5) 関係機関との対応

※避難住民への対応は、地方公共団体から避難住民対応要員の派遣があるまでの間とする。なお、派遣要員を通じて要望があった場合には対応する。

Ⅱ　救援物資等の確保及び配給（財務課、契約課）

(1) 救援物資の搬出入要員の確保

(2) 救援物資の保管場所の確保

(3) 救援物資の受入れ及び配給

(4) 防災備蓄品の配給

Ⅲ　給食活動（炊き出し等）の手配及び実施（財務課、契約課）

Ⅳ　滞在可能施設等の確保及び設営（財務課、契約課）

(1) 非常災害対策本部要員の滞在可能施設の設営

(2) 被災教職員の宿舎の確保

(3) 施設提供に伴う不動産の使用許可

Ⅴ　義援金の受入れと運用（財務課）

(1) 銀行振込先の指定及び振込人と金額の確認と管理

(2) 適正に運用するための委員会等の設置

Ⅵ　災害の実態把握（契約課）

(1) 研究用機器等の物品の被害状況の把握

10-6. **広報・記録班**（★：責任者、○：主査）

（静岡地区）★企画部長、○企画課長、○広報・基金課長、企画課、広報・基金課室

（浜松地区）★浜松総務課副課長、浜松総務課、図書館情報課

広報・記録班（浜松地区は記録班）は、次の業務を行う。

（ただし、浜松地区は(1)～(5)の業務を除く）

(1) 発生事象の事実関係、大学の緊急対応の方針・内容、今後の見通し等を大学関係者や地域住民等へ広報

(2) 報道機関を通じた広報及び大学ホームページを通じた広報

(3) 発表文の作成

(4) 報道機関からの取材・問い合わせへの対応

(5) 緊急記者会見

(6) 本学組織、教職員、学生等の行動及び対応を記録に残す

※(1)～(5)は、静岡大学における危機管理基本マニュアル参照

１１．その他

11-1. 非常災害対策本部会議

非常災害対策本部長は、全学的に災害の対応を協議調整する必要が生じた場合、非常災害対策本部会議を開催する。

浜松地区非常災害対策連絡本部長も、これに準じ、浜松キャンパス全体で災害の対応を協議調整する必要が生じた場合、浜松地区非常災害対策連絡本部会議を開催する。

11-2. 学生

学生は、本人及び友人に関する知り得る安否等の情報を、所属学部の学務係（学生係）と所属学科（指導教員等）の両方に連絡する。

連絡方法は、安否情報システムを利用した安否情報の入力・電子メール・電話・ＦＡＸの利用、又は、直接窓口へ報告する。

静岡大学防災地図
（静岡地区）

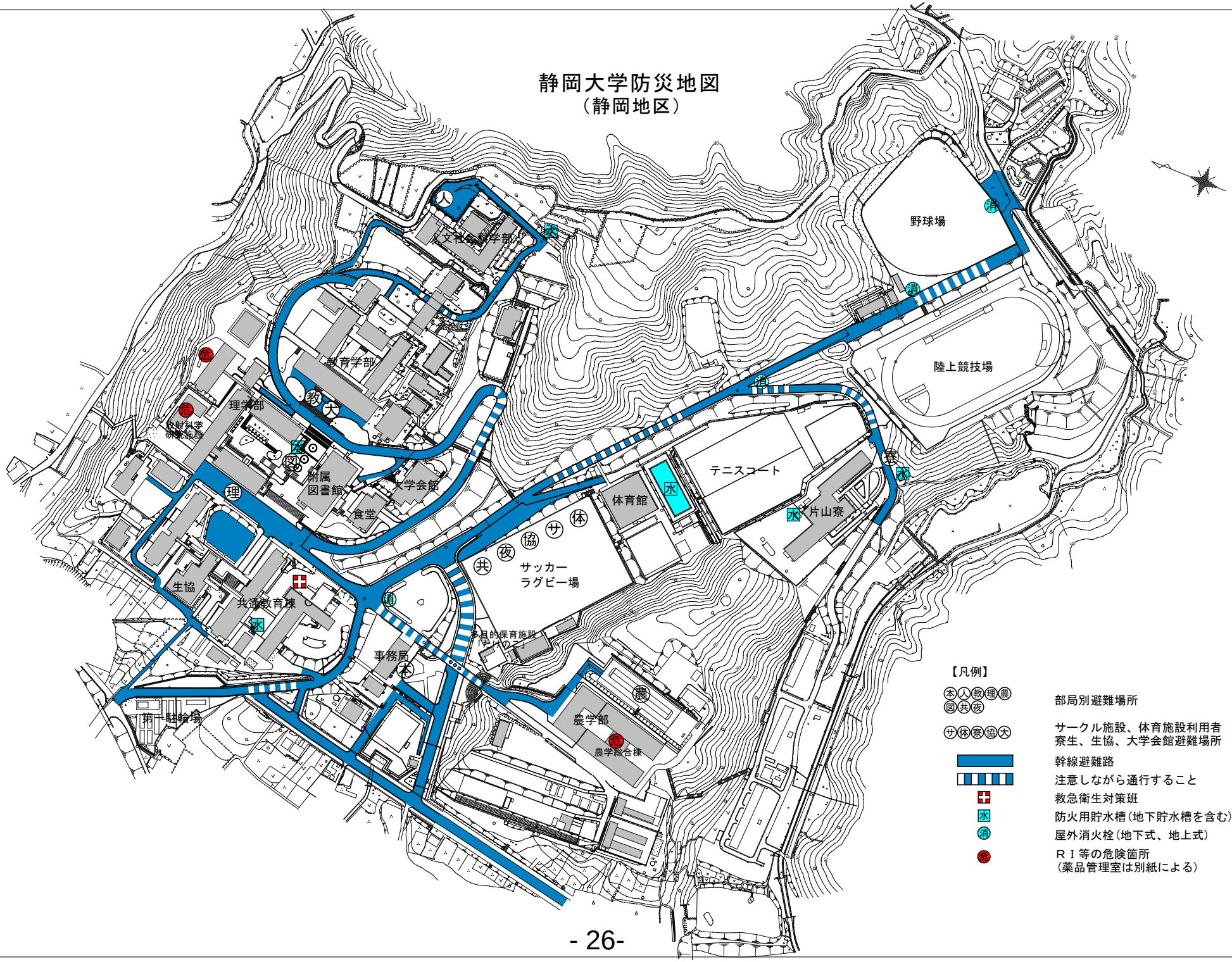

静岡大学防災地図
（浜松地区）

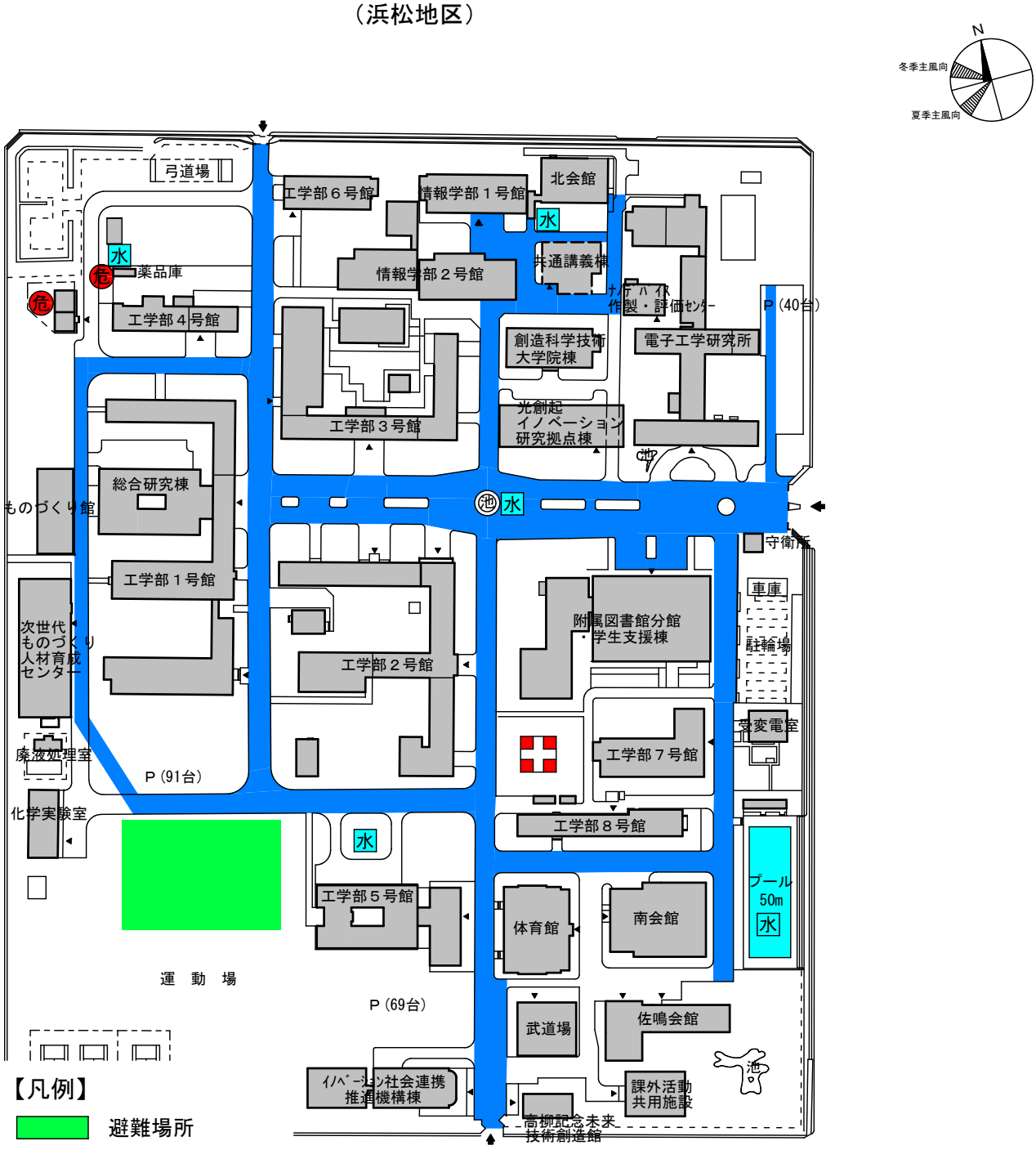

静岡キャンパス事業場　薬品管理室所在図

	建　物　名	部　屋　名
①	教育学部K棟	５Ｆ 509室
②	理学部Ａ棟	６Ｆ 623室
③	理学部Ｂ棟	３Ｆ 319室
④	理学部Ｃ棟	４Ｆ 414室
⑤	総合研究棟	３Ｆ 322室
⑥	グリーン科学技術研究所 遺伝子実験棟	１Ｆ薬品管理室
⑦	共通教育Ｃ棟	１Ｆ 106室
⑧	農学総合棟(A)	５Ｆ 532室
⑨	農学総合棟(B)	６Ｆ 677室

※令和３年４月１日現在

浜松キャンパス事業場　薬品管理室所在図

	建　物　名	部　屋　名
①	工学部３号館	２Ｆ２０６室
②	工学部４号館	３Ｆ３０６室
③	工学部２号館	１Ｆ薬品管理室
④	総合研究棟・工学部１号館	７Ｆ７０４室
⑤	工学部６号館	５Ｆ５０１室
⑥	電子工学研究所	３Ｆ３１７Ｓ室
⑦	工学部５号館	４Ｆ４０４-３室
⑧	工学部７号館	３Ｆ３１３室
⑨	イノベーション棟	３Ｆ薬品管理室
⑩	創造科学技術大学院	３Ｆ３０８室
⑪	光創起イノベーション研究拠点棟	１Fユーティリティ室

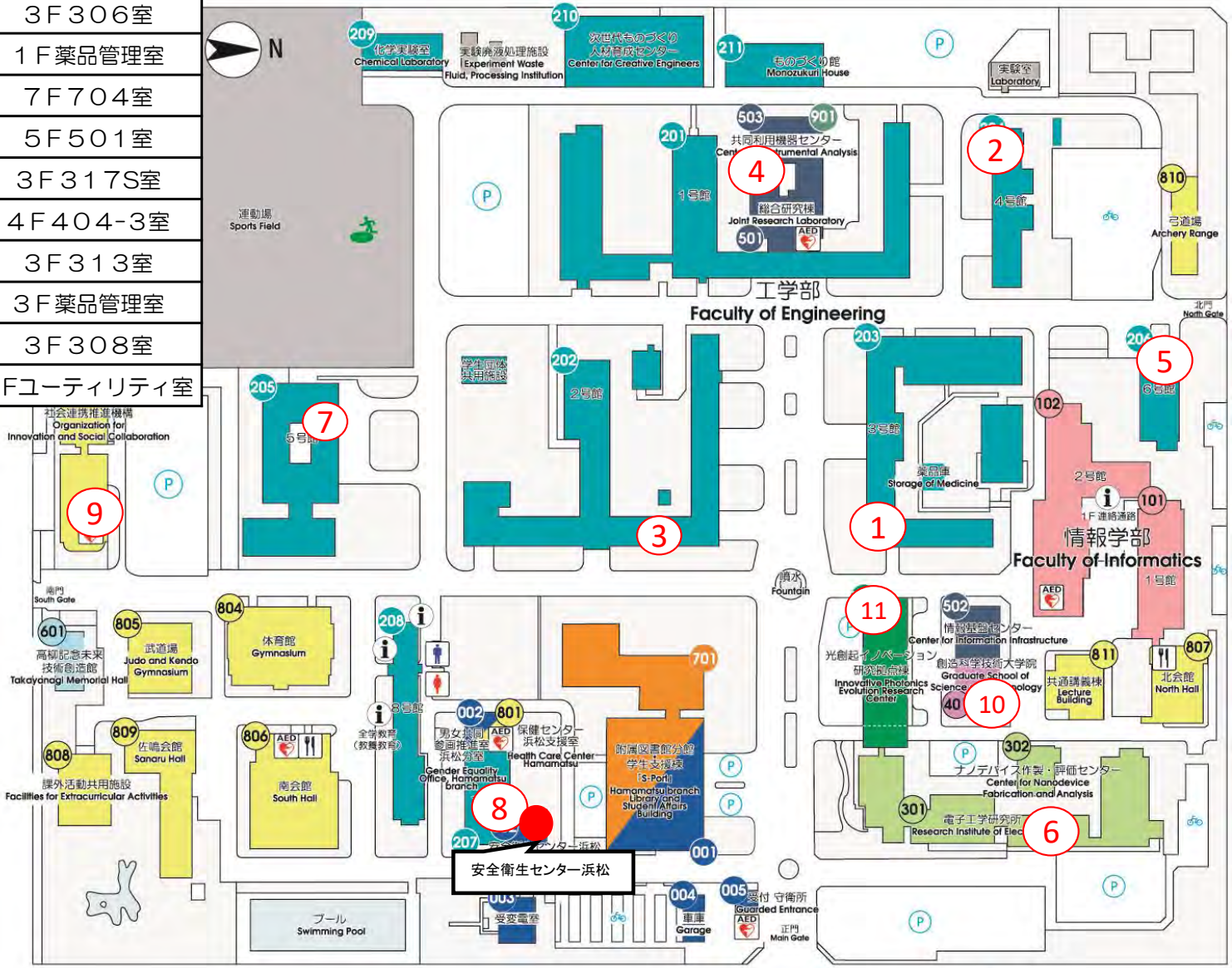

● 薬品登録（安全衛生センター）

○ 薬品管理室

浜松キャンパスダイヤルイン　〈053〉478-☎××××　※下４桁は番号へ変えてお掛け下さい。
※緊急時　守衛所［1111］
・学生相談室（053-478-1504）・全学教育科目［1006］・国際交流室［1014］・生活協同組合（053-473-4627）

食堂 Cafeteria　避難場所 Evacuation Site　屋外トイレ Public Lavatory　掲示板 Information Board　AED設置場所 Automated External Defibrillator

※令和３年４月１日現在

7　地震災害時の救護の心得　（応急処置について）

応急手当の必要性と意義

＊多数の負傷者が同時に発生する災害時、負傷された方々が、次々と、治療を求めて病院、救護所におしよせる。しかし医療機関は全ての負傷者に対応できない。
これらの施設でも、施設そのものが損壊していたり、医療機器が使えなかったり、スタッフが少ない、という状況になる。

＊軽症者に対する応急手当は、自主防災組織などで対応することが必要になる。
負傷者を地域から救護所や病院へ搬送する場合、止血などの応急手当を行い、
悪化を最小限にする必要がある。

災害時のトリアージについて

＊大勢の負傷者に対して提供可能な医療が少ないという、極端に不利な条件のもとで、一人でも多くの人を救命するために、来られた方々の受傷の程度を手早く判断し、程度に応じた治療の場所へ搬送・誘導するためにふるいわけ作業が行われる。
この作業を**トリアージ**といい、受傷の目印のためトリアージタッグを体につける。

＊直ぐに治療を行わないと生命が危うい負傷者から先に治療し、
当面は治療を行わなくても生命に別状がない負傷者の治療は後にする。
ほぼ死亡していると判断される場合や、平常時でも救命が不可能と判断される負傷者の治療は、最後になる。
この目的のために行われるのが、**トリアージ**である。
トリアージQ&A（静岡市医師会）

赤タッグ	最優先搬送 緊急治療	直ちに治療を開始しないと生命が危ういもの	クラッシュ症候群、気道閉塞または呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血または止血困難、解放性胸部外傷、ショック
黄タッグ	要搬送者 準緊急治療	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発または大骨折 開放骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
緑タッグ	搬送不要者 軽症	治療が後回しになっても、当面生命には別状がないもの	骨折、外傷、小範囲熱傷、体表面積の10%以内で）気道熱傷を含まないもの
黒タッグ	搬送は最後	意識 呼吸 心拍数などにより生命兆候がないと判断されるもの　平常時でもほぼ救命不可能な外傷	心拍・呼吸停止など

＊災害現場で行うトリアージ

【市民トリアージ表】
現場で市民がけが人を病院に運ぶか　救護所に運ぶかを判断するためのもの。
被災直後の生き埋めの救出やけが人の処置や搬送は市民の仕事になる。
現場で救出し、多勢のけが人に最初に触れる市民がトリアージを知っていれば、
その患者を病院に運ぶのか、救護所に運ぶのか、また誰から先に運ぶのかが分かる。
これが市民トリアージの必要な理由である。

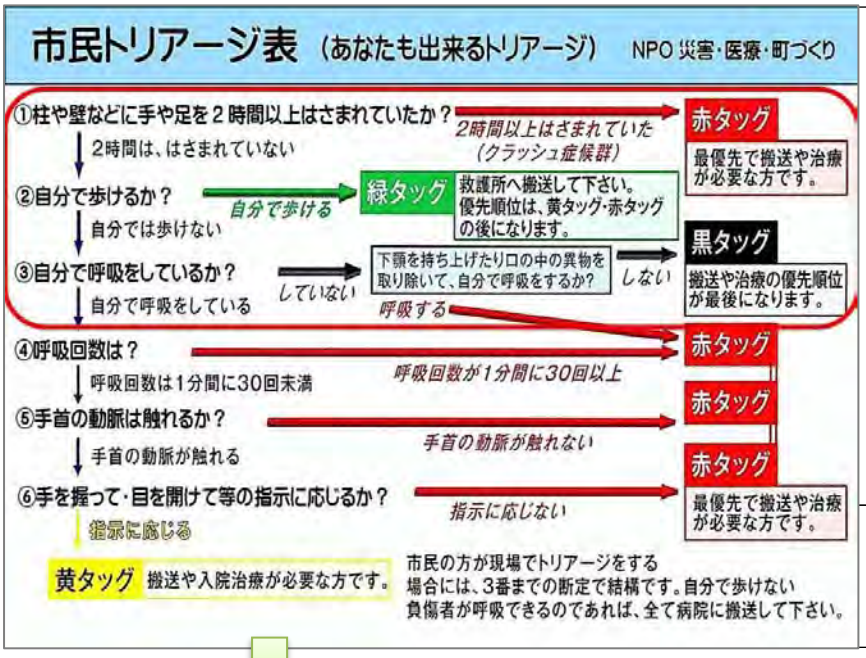

出血がひどい・骨が飛び出している等、一目で重症な外傷であることが明らかな場合には、たとえ歩くことができても、被災現場で赤タッグや黄タッグと判定する。

判定に迷った時は
重い方のタッグを選ぶ。
「赤か？ 黄か？→赤」
「黄か？ 緑か？→黄」

1～3 まで判定すると
これ以降は黄・赤タッグとなる
（救護所や病院へ搬送）

注意と具体的方法

1 ２時間上はさまれていた
麻痺（しびれ）がある
→ 直ちに病院へ搬送する負傷
クラッシュ症候群*

*次ページに説明あり

3 呼吸の確認

胸と腹部の動きを見て
呼吸の確認をする
→ 下顎を持ち上げたり
口の中の異物を取り除いて，
呼吸するか確認する

5 脈拍の確認

手首の動脈を触れるか

Q&A　法的な問題はないのか？
どこに運ぶか、だれから運ぶかの判断
より多くの負傷者を救命するという視点から考えて、被災現場での応急処置を医師法違反と言う者はいないはず。
被災現場において多数の負傷者の中から誰を先に搬送するのかという判断も、より多くの負傷者を救命するという視点からすれば同様である。

実際には搬送先の医療機関でも医療関係者が再度トリアージを行う（二次トリアージ）

病院へ搬送すべき損傷

赤タッグ	最優先搬送 緊急治療	直ちに治療を開始しないと生命が危ういもの	クラッシュ症候群、気道閉塞または呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血または止血困難、解放性胸部外傷、ショック
黄タッグ	要搬送者 準緊急治療	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発または大骨折 開放骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷

クラッシュ症候群*

がれきなど重いものに腰や四肢などが長時間挟まれ、その後圧迫から解放されたときに起こる。
筋肉が圧迫されると、筋肉細胞が障害・壊死を起こし、ミオグロビン（たん白質）やカリウムといった毒性の高い物質が蓄積される。救助される時に圧迫されていた部分が解放されると、血流を通じて毒素が急激に全身へ広がり、心臓や腎臓の機能を悪化させて死に至る場合が多い。

＊治療方法は「より早く透析へ」　＊水分を飲ませながら救出する

救出された直後は、症状が特にないケースが多く、重症でも分かりにくいため、見落とされてしまう場合が多い。

２時間以内に救出→クラッシュ症候群にはならない

切り傷 裂け傷 など

・圧迫止血を行っても出血が止まらない傷
・肉が裂けていたり、骨が見えているような深い傷
・傷の奥に砂やガラスなどが残っている傷（洗い流すだけではとれない）
・動物に咬まれた傷

ものが刺さったままであれば、抜かずに 救護病院などへ向かう。

これらの傷は、現場では十分な洗浄が行えないため、化膿するリスクが高い。

やけど（ 熱傷 ）

＊水ぶくれの部分（第Ⅱ度）や皮膚が熱で固まってしまい
感覚がない部分（第Ⅲ度）の範囲を合計した面積が
両上肢の範囲よりも広いやけど
（成人の場合、体の表面の２０%以上）
小児や高齢者では１上肢の範囲よりも広いやけど
（子供や高齢者では１０%以上）

熱傷部が広いと、水ぶくれから水分が失われて脱水となる。

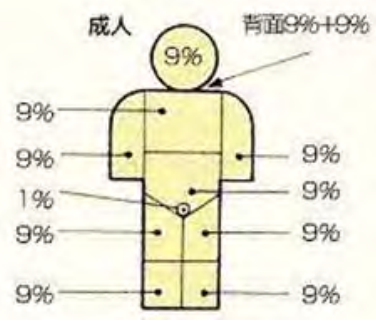

＊第Ⅲ度の部分では小範囲でも、皮膚としての保護作用が
なくなっているため感染を起こしやすい。
＊顔面の熱傷では、熱気を吸い込んで気道熱傷を起こしている
恐れがあるので、病院へ搬送する。
気道の浮腫で窒息の恐れがある。

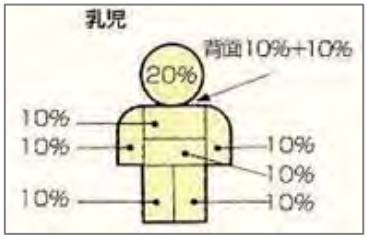

骨折・脱臼

＊開放性骨折・開放性脱臼（骨が外に飛び出している骨折や脱臼）→　化膿する危険が大きい
＊骨盤骨折や複数ヶ所の下肢骨折　→　出血量が多い
＊患部の腫れや出血が著明で大血管の損傷の合併が疑われる場合　→　出血量が多い

けが人の運び方（搬送方法）

人数が多い程、安定した状態で運ぶことができる。可能なら、担架や戸板に乗せて運ぶ。
担架がなければ戸板に乗せて運ぶ。最も運びやすく、安全性が高い。
リアカーなどを用いるのもよい。

進行方向に足を向け、頭の方を持つ人が、けが人の状態を確認しながら運ぶ
坂道・階段の場合には、坂道や階段の上の方に頭部がいくようにし、なるべく水平に保つ。

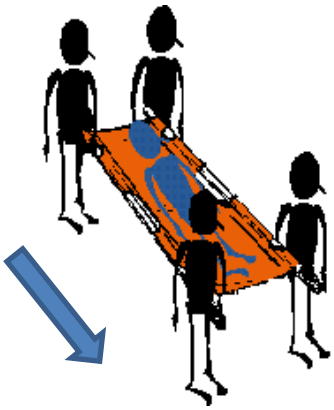

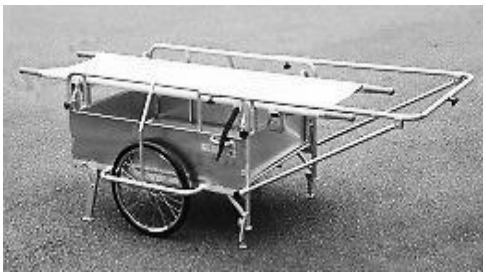

毛布を利用した担架

災害時の応急手当・救護所に搬送

緑タッグ	搬送不要者 軽症	治療が後回しになっても、当面生命には別状がないもの	骨折、外傷、小範囲熱傷、体表面積の10%以内で）気道熱傷を含まないもの

＊災害時には、当面は治療を行わなくても、応急手当を行えば、生命には問題がないと　判断できるようなケガは、全て軽症として緑タッグと判定し、救護所や自主防災組織などで対応することになる。
＊緑タッグと判定されるような軽症者まで病院へ搬送すると、現場の混乱を病院に持ち込み、重症者の治療開始が遅れる恐れもある。
軽症者は応急手当が不要ではなく、むしろ**応急手当**の必要な外傷である。

（1）創傷（切り傷・擦り傷・裂け傷など）

①**出血状態の確認**　出血がひどければ**止血**する。
体重の１/１２　が血液、そのうち１/３　を失うと生命に関わるので、出血が激しい場合は止血法の実施が必要になる。

止血操作（直接圧迫止血法 ）

＊出血部にタオルなどを当て、強く圧迫することで止血を試みる。
＊出血している動脈や静脈が細ければ、圧迫だけで大抵止まる。
＊この方法で止血できないのであれば､損傷している動脈や静脈が太く多量の出血が見込まれるため、黄色タグ以上と判断し、救護所や病院へ搬送する。
＊病院へ搬送する際も、出血が多量となって状態が悪化しないように、止血操作を続けながら出血を少しでも減らすようにして、搬送する。

1. きれいなタオルなどで『面として』押さえる
   血液はウィルスなどにより汚染された感染源でもあるので、
   血液に触れないためにビニール袋やラップを手袋代わりにする

Q&A　出血部より中枢で縛る方法は？
被災現場では紐やゴムなどがあるが、動脈の拍動を止めるのは難しい。
医療者でも、中枢の動脈を圧迫する方法で出血を止めるのは難しく、ましてや動脈の位置を知らない市民には不可能である。
中途半端な緊縛は、静脈は止めるが動脈は止まらず、うっ血して余計に出血する。

②傷の手当（湿潤療法（ラップ療法））

＊災害時、身の回りには消毒液もガーゼもない
＊湿潤療法は、消毒もガーゼも使用しない治療法で、水とラップがあれば可能である
＊ワセリンは有ったほうが良いが、なくても良い
＊傷を洗うのは医療用の生理食塩水などが理想的だが、飲み水でも良い
水が足りない場合、プールや沢の水など比較的奇麗な水で汚れを洗い落として、仕上げを飲み水で洗う

1．出血していればタオルで圧迫し、止血する
   少量の出血であれば傷の手当てをした後、ラップの上から圧迫する
2．水で洗う（目的は傷の汚れを洗い流すこと）
3．水をふき取る
4．ラップを貼る（ワセリンがあればラップに塗る、痛みが和らぐ）
5．絆創膏でとめる（浸出液が外に出るようにするために、全部ふさがない）
   絆創膏がない場合、ビニールテープは肌の刺激が少ないので使える
6．包帯があれば巻く
7．毎日洗ってラップを貼り替える

Q&A　消毒しなくて良いのか？
消毒薬により殺菌を行わなくても、洗浄により除菌すれば、十分にバイ菌を排除できる

Q&A　傷は乾かした方が良いのでは？
傷の表面から出てくる透明で薄黄色の液（浸出液）には、傷を治す成分が含まれ、皮膚の自然治癒に重要な役割を果たしているが、乾くと、その働きが失われてしまう

（2）やけど

①冷却する。
＊流水で冷却する。（水の確保が困難なこともあるので、溜め水等利用する。）
＊汚れがあれば洗い流す。

＊水ぶくれは破らないように注意する。（破れていたら仕方ない）
＊冷やすことで、熱傷部分の浮腫（腫れ）や組織の変化を押さえる、痛みも楽になる。
＊赤くなっただけの熱傷（第Ⅰ度）は、災害時なら必ずしも応急手当が必要ではない。
②熱傷部を滅菌ガーゼ、無ければ、きれいなタオルなどで被う。
＊水ぶくれは、針で刺したり、破ったりしない！
③水ぶくれが破れていたら、熱傷部に湿潤療法（ラップ療法）を実施する。

（3）打撲・骨折の手当

＊打撲や捻挫で済んでいれば、変形や腫れは無いか少なく、動かしても痛みは少ないか良く動く、打撲や捻挫と考えられれば、　湿布したり、冷やしたりしておく、固定しても良い。
＊変形があったり、腫れがひどかったり、痛みで動かなかったり、動く範囲が限られたりすれば、骨折や脱臼が疑われる。

骨折や脱臼が疑われる場合の対応
①変形している場合は、血管や神経を傷つける恐れがあるので、骨折や脱臼を現場で元に戻そうとしない。
＊変形がひどい場合や痛みなどで動けない場合無理に現場で判断せず、救護所や病院へ搬送し搬送先のトリアージに委ねる方が良い。
②患部の固定と冷却
＊固定　骨折や脱臼の痛みを軽くする。また運ぶ際に神経や血管を損傷しないためにも必要である。
Ｕの字に曲げた雑誌、重ねた新聞紙、板・棒・パイプなどを副木にする。
直接当てず、手拭い・布等の柔らかい物の上から当てるようにする。
損傷部位の上下２関節を固定すると良い。
＊冷却　出血や腫れの防止、痛みが軽くなる。

段ボール、粘着テープ（ガムテープ等）、買い物袋を　用いた事例

三角巾等を用いる場合

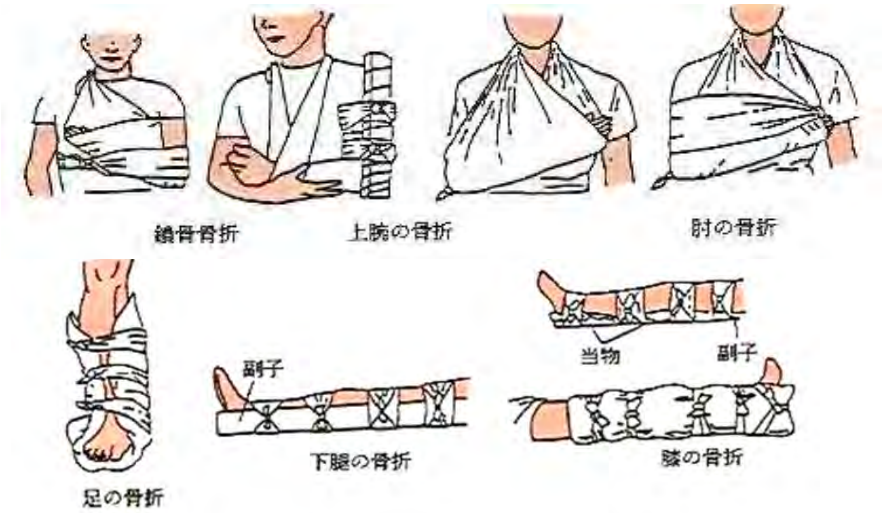

救命処置　（心肺蘇生法）

呼吸や心拍が殆ど停止しており、救命の可能性が極めて少ない負傷者の場合、平常時なら医療スタッフや機材・薬剤を総動員して心肺蘇生を試みるが、災害時には、黒タッグと判定し、敢えて心肺蘇生などの救命措置は断念する。

救命の可能性が極めて少ない負傷者に救命措置を実施しても、結局、そのような負傷者は殆ど全てが死亡してしまうだけでなく、その結果、「普段なら助けられるはずの負傷者」への処置までもが後手に回り、何人もの命が失われかねない。

黒タッグ	搬送は最後	意識 呼吸 心拍数などにより生命兆候がないと判断されるもの　平常時でもほぼ救命不可能な外傷	心拍・呼吸停止など

黒タッグと判定された場合、付き添ってきた家族の方に人工呼吸と心マッサージを教えて、実施してもらうこともあり得る。実際、その場に医療スタッフが十分いても、機材や薬剤が限られるため、その程度の対応しかできない。

2015 年改訂「心肺蘇生と緊急心血管治療のためのガイドライン」
「C-A-B」手順は Compressions（胸骨圧迫）→Airway（気道確保）→Breathing（人工呼吸）となり、最も重要で最も簡単な胸骨圧迫から開始することになります。
今回の変更は CPR をさらに簡略化させ、市民によるバイスタンダーCPR を増加させることを目的とし、より多くの命を救うことを究極の目標としています。

- CPR は「C-A-B」に
- 胸骨圧迫の深さは、5 cm 以上で 6 cm を超えないこと
- 胸骨圧迫のテンポは 100～120/分　の速さでおこなう
- 圧迫ごとに胸壁を元の高さまで戻す
- 胸骨圧迫の中断は最小限に（10 秒以内）
- CPR トレーニングを受けていない市民救助者はハンズ・オンリー・CPR（胸骨圧迫のみ）を

・胸のまん中を圧迫

・強く（胸が 5～6cm 沈むまで）

・速く（1分間に100～120　のテンポ）

・絶え間なく

・圧迫と圧迫の間は力を抜く

（胸から手を離さずに）

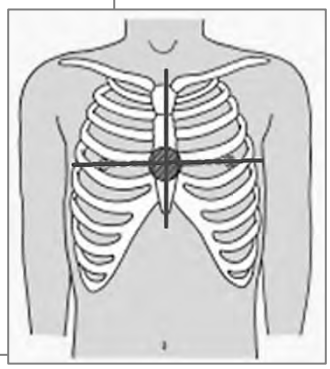

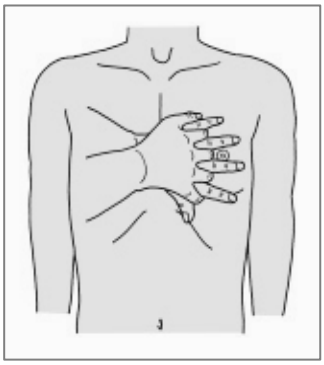

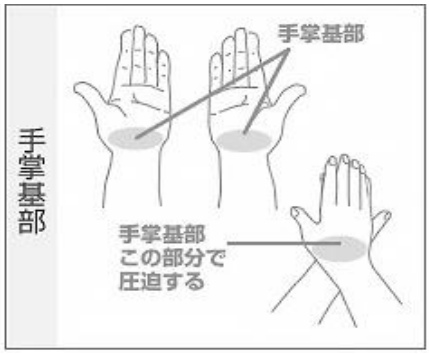

参考　（平常時の救命処置）

心肺蘇生法フローチャート

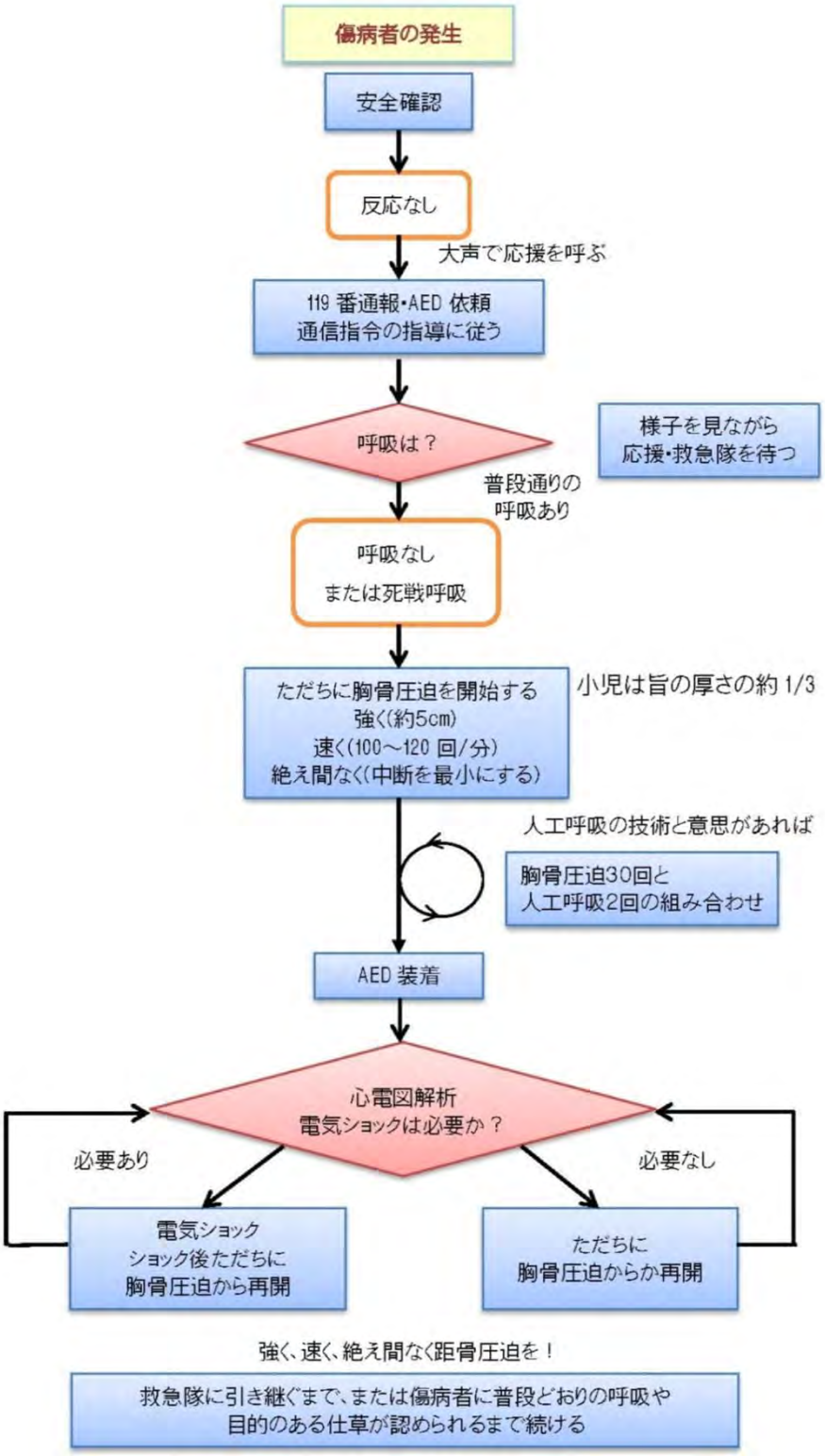

JRC蘇生ガイドライン 2015 より引用

静岡キャンパス周辺

救 災害時医療救護所

（1）大谷･久能地区　→　大谷小学校（駿河区大谷3683-2）
（2）東豊田地区　→　東豊田小学校（駿河区池田491-2）

＋ 救護病院（災害拠点病院）

（1）静岡済生会総合病院（駿河区小鹿1-1-1）

浜松キャンパス周辺

救 災害時応急救護所

（1）追分小学校（浜松市中央区布橋1-9-1）
（2）広沢小学校（浜松市中央区広沢2-51-1）
（3）富塚小学校（浜松市中央区富塚町1803）
（4）旧 北小学校（浜松市中央区山下町192）

＋ 災害拠点病院

（1）聖隷浜松病院（浜松市中央区住吉2-12-12）
（2）浜松医療センター（浜松市中央区富塚328）

＋ 救護病院

（1）浜松市リハビリテーション病院（浜松市中央区和合北1-6-1）
（2）JA静岡厚生連 遠州病院　　（浜松市中央区中央1-1-1）

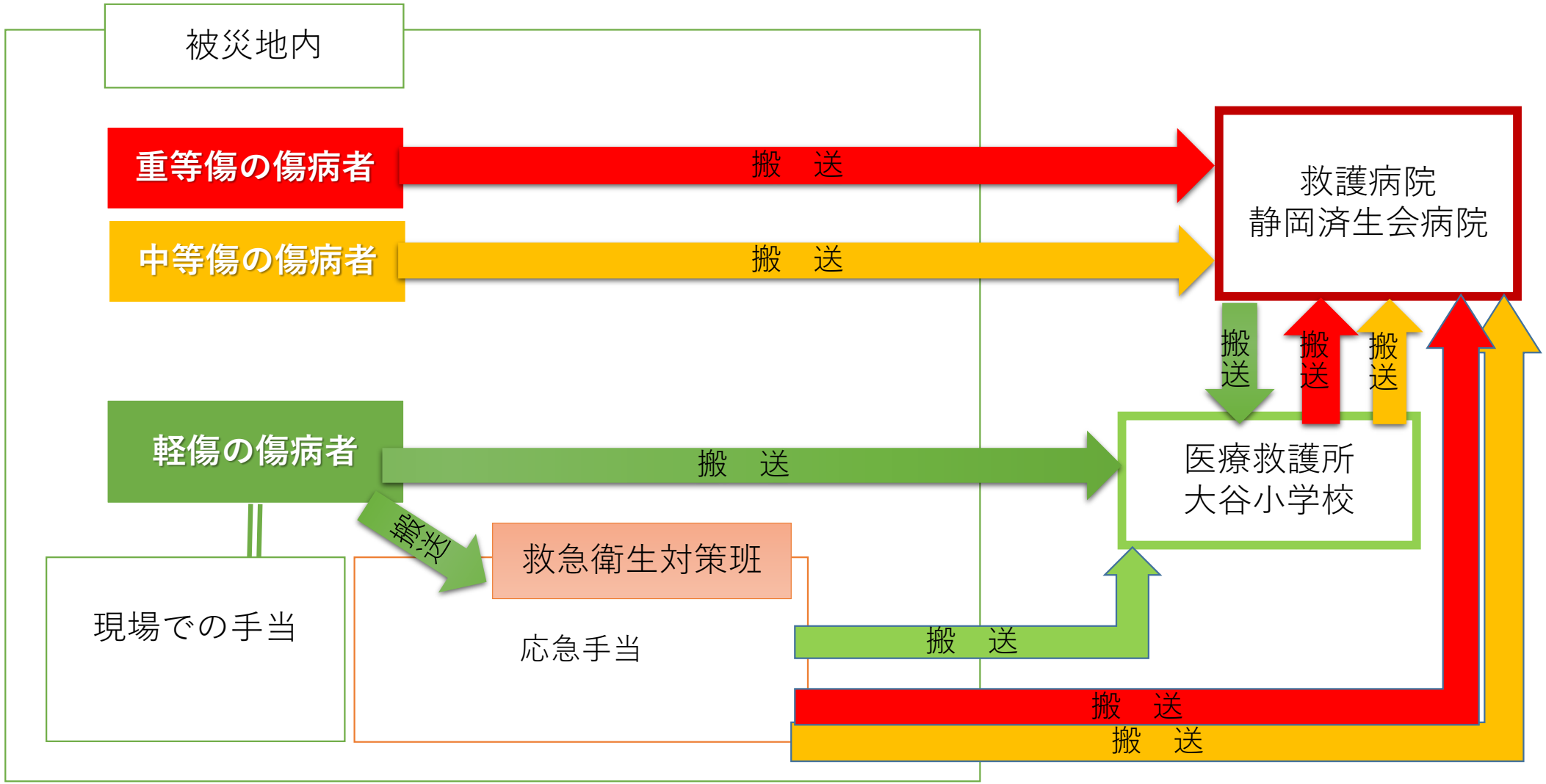
被災地内
重等傷の傷病者
搬　送
中等傷の傷病者
搬　送
救護病院
静岡済生会病院
搬送
搬送
搬送
軽傷の傷病者
搬　送
医療救護所
大谷小学校
搬送
救急衛生対策班
現場での手当
応急手当
搬　送
搬　送
搬　送

静岡県津波浸水想定図　市町別図

１４　静岡市駿河区

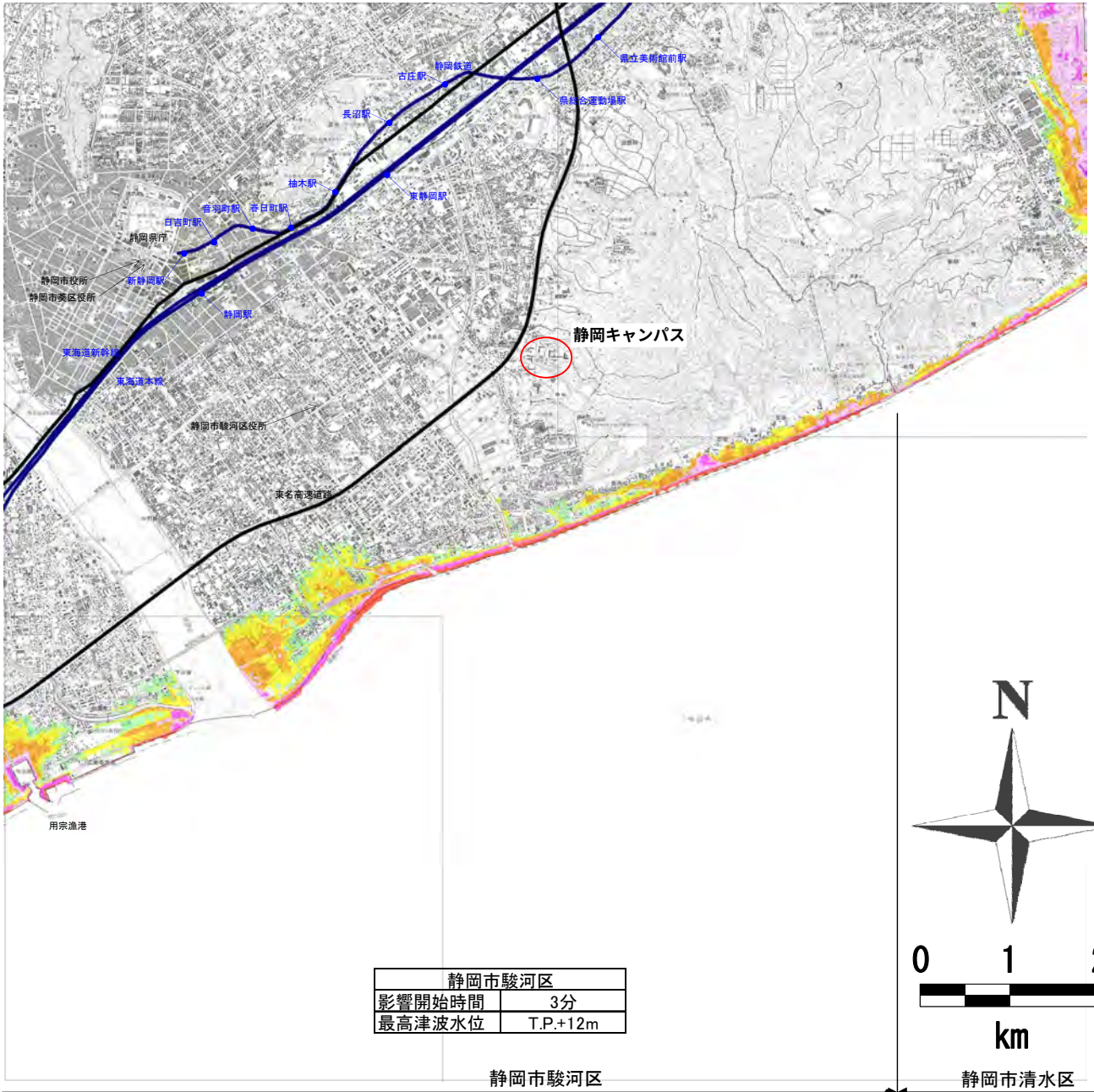

静岡市駿河区	
影響開始時間	3分
最高津波水位	T.P.+12m

静岡市駿河区　　静岡市清水区

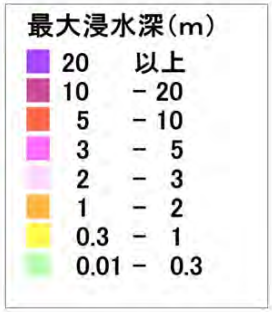

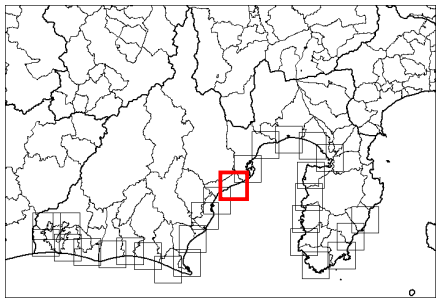

【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

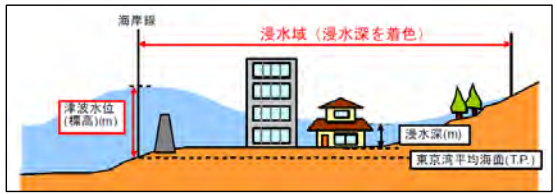

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図　市町別図

5　浜松市南区

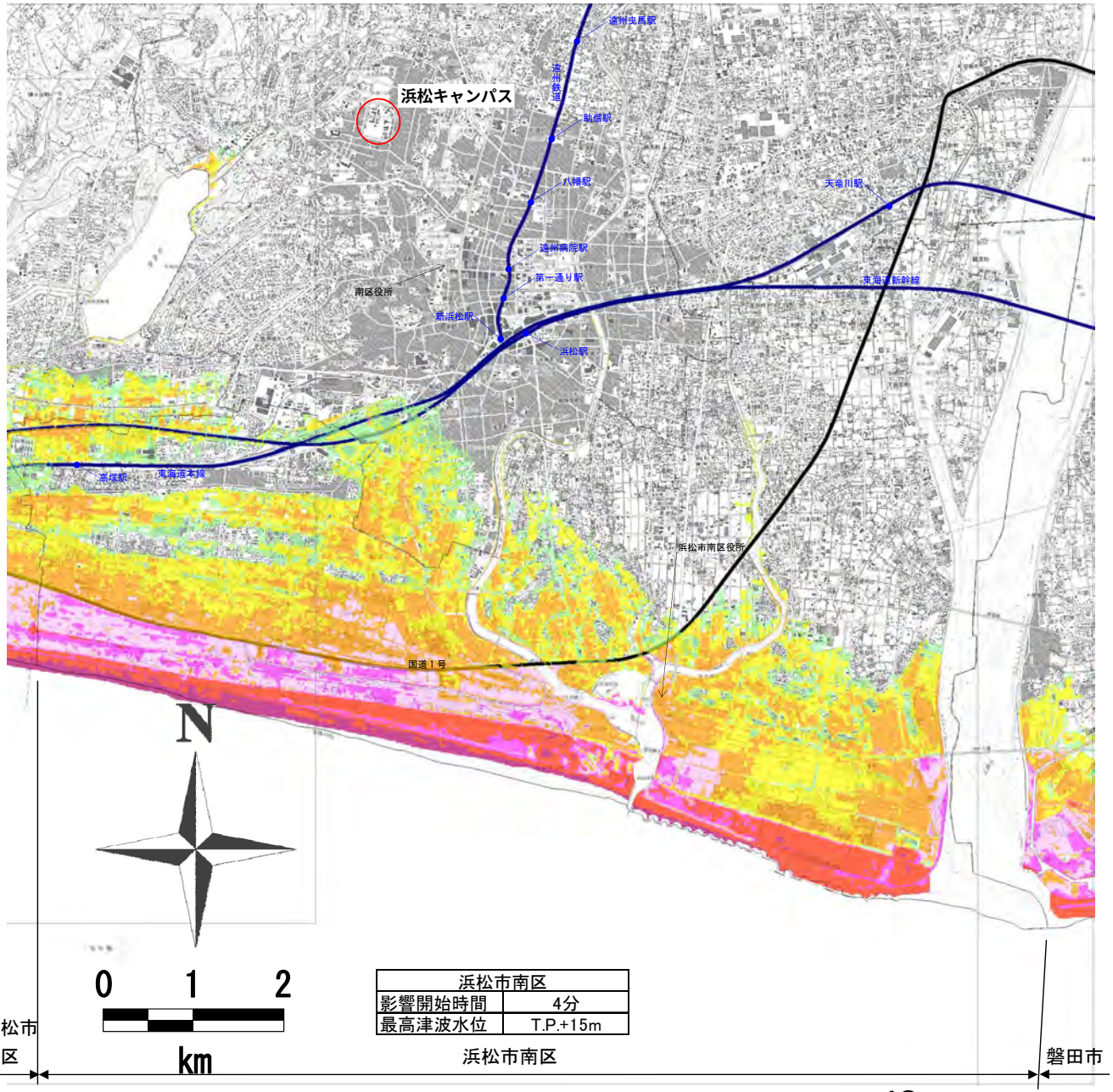

浜松市南区	
影響開始時間	4分
最高津波水位	T.P.+15m

浜松市南区

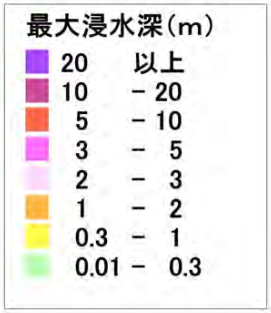

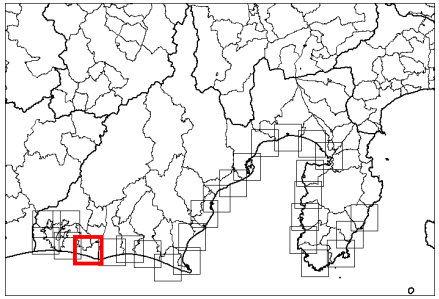

【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第８条第１項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

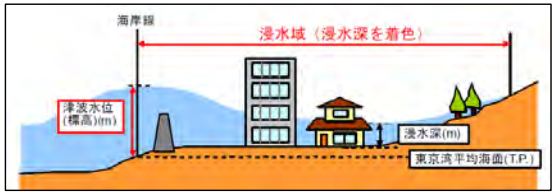

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を使用しました。」（承認番号　平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）